平成２６年（フ）第５６２９号
大阪市東成区中道２丁目９番14―108号
破産者　花本　昭夫
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９５号
香川県坂出市本町３丁目３番５号　労住協第38ビル本町マンション406号、前住所大阪府寝屋川市堀溝北町８番17号
破産者　上田　敏弘
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８４１号
兵庫県芦屋市浜町７番４号　202
破産者　松村　達也
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１５号
堺市南区竹城台３丁１番２―106号、元営業所堺市中区深井沢町3155阪和ビル３階
破産者　４Ｕこと　川添　善議
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
徳島県徳島市国府町早淵162番地
破産者　遠藤　邦雄
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９号
高知県土佐清水市窪津527番地１
破産者　林　　治利
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第２０号
高知県土佐清水市窪津527番地１
破産者　林　美惠子
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第７０号
高知県宿毛市中央６丁目２番２号
破産者　中田　常博
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第４６１号
北九州市小倉南区企救丘５丁目４番７号
破産者　井口　雅美
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８２号
北九州市小倉南区日の出町１丁目４番３―201号
破産者　脇山　詩織
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１６号
北海道小樽市清水町33番20号
破産者　大高布友美
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第９号
青森県八戸市東白山台２丁目９番７号　サンシャインコートＡ203号
破産者　木澤畑篤子
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
群馬県前橋市小相木町287番地　ジョアンナマンション401号
破産者　竹川　宏幸
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
群馬県前橋市下新田町460番地68
破産者　新津惠美子
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４０５号
横浜市金沢区富岡西７丁目51番21号　ＫＫハイツ202
破産者　吉田　大輔
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５８号
新潟市中央区下大川前通５ノ町2230番地15　ダイアパレス大川前205号、開始決定時の住所新潟県燕市吉田西太田1290番地の６
破産者　本田　文子
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１３号
福井市上北野１丁目18番14号
破産者　戸田　文夫
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
山梨県富士吉田市上吉田840番地の６　リヴィエール202号
破産者　國分　哲哉
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第９号
滋賀県長浜市四ツ塚町159番地１
破産者　山本　光人
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係